

社会福祉審議会 関係法令

＜社会福祉法（抄）＞

第2章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（組織）

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

＜社会福祉法施行令＞

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

＜京都市市民参加推進条例＞

(審議会等附属機関等の会議の公開)

第7条 審議会その他の附属機関の会議及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

2 審議会等前項の会議を招集する者は、当該会議の期日までに相当な期間を置いて、当該会議について、開催する日時及び場所、議題、傍聴の可否その他必要と認める事項を公表しなければならない。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより非公開情報が公になるときは、この限りでない。

3 第1項第1項本文の規定により公開した会議については、会議録を作成し、これを公表しなければならない。

(委員の選任)

第8条 市長その他の執行機関、公営企業管理者及び消防長（以下「市長等」という。）は、審議会等附属機関の委員の委嘱等に当たっては、民意を適切に反映させるため、多様な人材を登用しなければならない。

2 市長等は、審議会等の委員を委嘱する附属機関の委員の委嘱等に当たっては、市民の市政への参加意欲を高めるとともに、審議会等の会議前条第1項の会議において広く市民の意見が反映されるよう、委員の一部を公募により選任するよう努めなければならない。

＜京都市社会福祉審議会条例＞

(設置)

第1条 社会福祉法（以下「法」という。）第7第1項に規定する地方社会福祉審議会として、京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 特別の事項について会議を開き、議決を行うときは、前2項の規定の適用については、当該事項に係る特別委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び特別委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員）の互選により定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は特別委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員）がその職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

＜京都市社会福祉審議会条例施行規則＞

（専門分科会の招集及び議事）

第1条 京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の専門分科会は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会長は、会議の議長となる。

3 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第2条 専門分科会は、特定の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、専門分科会に属する委員及び特別委員のうちから委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、その部会に属する委員及び特別委員の互選により定める。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第3条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、その部会に属する委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果をその部会が属する専門分科会に報告しなければならない。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

＜京都市社会福祉審議会運営要綱＞

（専門分科会の設置）

第1条 京都市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、社会福祉法（以下「法」という。）

第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定により、審議会に福祉施策のあり方検討専門分科会、地域福祉専門分科会、社会福祉充実計画審査専門分科会及びひきこもり支援の在り方検討専門分科会を置く。

(1) 福祉施策のあり方検討分科会は、福祉施策推進のための基本理念、及び福祉施策全般に共

通する基本指針に関する事項を調査審議する。

(2) 地域福祉専門分科会は、地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

(3) 社会福祉充実計画審査専門分科会は、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の法第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画を審査する。

(4) ひきこもり支援の在り方検討専門分科会は、本市におけるひきこもり支援等の在り方に関する事項を調査審議する。

（部会）

第2条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 地域福祉専門分科会に市町村地域福祉推進計画の策定及び改定に係る検討を行うため、指針改定作業部会を置く。